

# 会員 相談室

Vol.33

相談事例紹介



## 失踪宣告があった場合の相続税の課税関係

### 質問

失踪期間7年の満了により死亡したものとみなされた甲に係る失踪宣告の経緯は次のとおりである。

- 平成14年6月13日 甲の失踪
- 平成21年6月13日 失踪から7年経過
- 平成21年6月20日 甲の妻乙は家庭裁判所へ「失踪宣告申立書」を提出
- 平成23年4月22日 失踪宣告の審判
- 平成23年4月28日 失踪宣告の審判書の正本の送達
- 平成23年5月13日 失踪宣告の審判確定

この場合の

- (1) 課税年分
- (2) 財産評価の時期
- (3) 相続税の申告期限は、①から③までのいずれの日となるか。
  - ① 失踪宣告の審判があった日の翌日から10ヶ月以内（平成24年2月22日）
  - ② 失踪宣告の審判があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内（平成24年2月28日）
  - ③ 失踪宣告の審判確定日の翌日から10ヶ月以内（平成24年3月13日）

### 回答

- (1) 課税年分 平成21年分
- (2) 財産評価の時期 平成21年6月13日
- (3) ③の平成24年3月13日となる。

### 検討

(1) 課税年分について  
失踪宣告を相続開始原因とする相続については、民法第31条（失踪宣告の効果）に規定する期間満了の時となることから、平成14年6月13日以後7年間生死不明の不在者は平成21年6月13日に死亡したものとみなされる（擬制死亡）ため、平成21年分となる。

（注）失踪宣告の審判が確定した日（平成23年5月13日）とはならない。

- (2) 財産評価の時期について  
財産評価の課税時期は、(1) のとおり死亡したとみなされた平成21年6月13日となる。
- (3) 相続税の申告期限について  
失踪宣告を受け死亡したとみなされた場合の「相続の開始があったことを知った日」とは、その失踪宣告があったことを知った日とされており（相基通27-4(1)）、失踪宣告のあった日又は失踪宣告の確定した日とはされていない。

したがって、ご質問の場合には、通達の文言からは、②に掲げた期限が相続税の申告期限とも考えられる。

ところで、失踪の宣告は、家事審判法（以下「家審法」と略す。）第9条第1項の甲類四に掲げる審判事項であり、失踪宣告を受けた本人又は利害関係人は、失踪を宣告する審判に対し即時抗告をすることができ、即時抗告の期間は申立人が審判の告知を受けた日から2週間とされる（家審法14条）。

また、即時抗告をすることのできる審判は、確定しなければその効力を生じないこととされてい

る（家審法13条）。

したがって、失踪を宣告する審判が確定するまでの間は、審判の事実はあったものの法律上の効力が未だ生じない「停止条件付き審判」の状態となり、確定すなわち即時抗告期間の満了をもって、法律上初めて審判があったこととなる。

また、法律上の効力が生じない段階で相続税の申告期限の起算を開始することは、失踪宣告が専ら法律的に死亡を擬制する制度であり、法律上の効力の発生が絶対的な条件とされていることとの整合性の点から合理的ではなく、失踪宣告の審判の確定により法律上の効力が生じた段階で相続税の申告期間の起算を開始するのが相当と考えられる。

以上のことから、相続税の申告期限は、③の失踪宣告の審判の確定した日の翌日から10ヶ月以内、すなわち、平成24年3月13日となる。

なお、相続税法基本通達27-4(1)の「失踪宣告があったことを知った日」とは、失踪宣告の審判があり、その法律的効力が確定した失踪宣告があったことを知った日と解すべきであり、単に、失踪宣告という事実（家庭裁判所が失踪宣告をしたという事実）があったことを知った日、言い換えれば、失踪宣告の審判書の正本を受領した日をいうものと解すべきではない。

## 相続人間における相続分の無償譲渡と更正の請求

### 質問

被相続人甲は、平成20年5月に死亡した。

甲の相続人は、甲の実子4名であるが、遺産については争いがあり未分割であったため相続税法第55条（未分割遺産に対する課税）の規定に基づき、法定相続分で相続税の申告をしていた。

平成23年10月、共同相続人の一人であるAが他の共同相続人Bに自己の相続分を無償で譲渡することを申し立て、これについて相続人全員が同意した。

Aは、この自己の相続分の譲渡により、相続する財産がないことが確定したとして相続税の更正の請求をすることができるか。

### 回答

相続税法第32条第1号（更正の請求の特則）の更正の請求ができる。

### 検討

1 「相続分」について

民法第905条（相続分取戻権）の「相続分」とは、各共同相続人が相続財産に対して有する包括的持分あるいは法律上の地位（相続権をいい、身分上の地位は除かれる。）をいい、遺産の中の特定の財産又は権利に対する持分ではなく、積極財産のみならず消極財産をも含む包括的な遺産全体に対する各共同相続人の分数的割合であると解されている。

2 共同相続人間における相続分の譲渡と遺産分割の関係

一般的には、相続分の譲渡は積極財産のみならず消極財産を含む包括的な相続財産に対する相続分の譲渡であり、遺産分割は、相続財産の最終的な帰属者の決定手続きであるといえる。

今回は

## 資産税



相談委員

西村國之（目黒支部）

しかしながら、共同相続人間での相続分の譲渡は、有償譲渡の場合は相続人が早く遺産を換価したい場合にその効果が認められ、無償譲渡の場合は共同相続人間で争いがあるときなど、仮に分割協議を行ったとしても相続分の譲渡者は具体的な個々の相続財産を取得しないが、共同相続人の中の特定の者に対して財産を取得させたくないといった場合に行われると考えられることから、相続分の譲渡が行われる意義は、遺産分割と同様に遺産の帰属者の決定であるといえる。

3 共同相続人間における相続分の有償又は無償での譲渡に対する相続税の課税関係

共同相続人間で相続分の譲渡があった場合には、次の①及び②のとおり、遺産分割の一態様として整理される。

① 相続分の有償譲渡

共同相続人間における相続分の有償譲渡の経済的な効果は、代償分割による遺産分割と何ら変わるところがなく、相続税の取扱いについて、代償分割時の場合と取扱いを異にする理由は見いだせない。

② 相続分の無償譲渡

共同相続人間における相続分の無償譲渡については、その譲渡者については相続する財産がないことが確定したといえるため、遺産の一部分割があったと同様に考えるのが相当と考えられる。

4 本件における更正の請求の可否

上記3の②のとおり、共同相続人間で無償での相続分の譲渡があった場合には、遺産の一部分割があったと同様に考えて、相続分を無償で譲渡した者については、相続財産を取得しないことが確定したことにより、相続税法第32条第1号の更正の請求ができるものと解される。

5 「共同相続人間での相続分の無償譲渡があった場合」の取扱い

相続人間での相続分の無償譲渡があった場合の取扱いについては、確定的に定まっていなかったところであるが、最高裁判決（平成5年5月28日）により、次のとおり取扱うこととされる。

① 申告期限内に譲渡があったときは、相続税法第55条の申告において、譲渡後の相続分により計算することとなる。

② 除斥期間内に更正等を行う場合にも、譲渡後の相続分により計算することとなる。

③ 当初法定相続分で申告した後に、相続分の譲渡があったときは遺産の一部分割があったと考えられることから、譲渡した相続人について相続税法第32条の更正の請求を認めることとする。

注) 内容は、平成23年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。